

長崎市政治倫理審査会（令和 6 年度第 2 回）会議録

日 時：令和 7 年 1 月 27 日（月） 13：30～
場 所：長崎市役所 8 階庁議室
出席者：池内会長、中村委員、池谷委員、梶原委員
事務局等職員 8 名

事務局から、審査会の審議事項等について概要説明を行った。
その後、議題 1「長崎市議会議長及び副議長の資産等報告書の審査について」に関し、配付資料に基づき事務局から説明が行われた。
併せて、令和 6 年度第 1 回政治倫理審査会の指摘内容について説明が行われた。
その後、事務局の説明に対しての質疑応答のほか、具体的な審議が行われた。

議題 1 長崎市議会議長及び副議長の資産等報告書の審査について

委 員 資産等の確認方法についてお尋ねしたい。土地や建物はそれなりに公的な書面等で確認されているが、こういった何かしら証明できるものは私個人としては積極的に確認できる材料として活用すべきだと思う。
その中で、ゴルフ場の利用に関する権利については、ゴルフ場の名称を確認するようになっているが、確認方法は聴き取りだけになっている。「権利」ということであれば、何かしら証明できるものがあるのではないかと思うが、そのあたりの確認はしたか。しなかった場合、その理由を教えてください。

事務局等 ゴルフ場の利用に関する権利については、議長に対し、会員証などないか確認したが、手元にはないとのことであったため、確認ができなかったが、「ゴルフ場の会員になっている」と聴き取りで確認を行った。

- 委員 聴き取りのプロセスは分かった。
聴き取りだけで良としているということだが、他の項目との比較の中で、（確認方法の）基準、差は何かあるのか。
- 事務局等 確認方法については、法的なルールはない。委員がおっしゃるように、基本的に法的に確認ができるようなもの、金融機関等で確認ができるようなものについては、積極的に確認させていただいて、どうしてもそういったものがない場合は、なるべく聴き取りできるものはさせていただくということにならざるを得ない状況である。
- 委員 ゴルフ場の利用に関する権利について、書面等がないということは、権利を有するものになるのか。
- 事務局等 お尋ねの趣旨は、（書面等がないと）確認しようがないのではないか、ということかと思う。基本的には、先ほど申し上げたような聴き取りを行い、書面等がない場合も、項目としては報告義務があるので、あるものとして報告させていただいている。
- 委員 （「資産等の区分」に）「※譲渡することができるものに限る」とあるが、（今回の議長のゴルフ場の利用に関する権利は）譲渡することができるに値するのかというのが疑問としてあったので、確認させていただいた。聴き取り等、確認方法については特に決め事がないとのことなので、土地・建物については列举されている項目に沿ったもので確認することになると思う。
また、チェックシートに、いくつか選択項目があって、その優先順位があるのか、並列なのか、程度が異なるのかが気になった。チェックシートはあくまで自主的に作成されているものなのか。
また、今回の審査は、議長・副議長の資産等報告書だったが、市長の報告の審査の際も、同じ判断基準に基づいてされているのか。

事務局等	チェックシートは（市長の報告の審査の際も）同じように作成している。元々、委員の皆さんから、報告内容が分かりにくいとのご指摘があり整理されたものと認識している。 チェックシートのつくりも含め、引き続き検討の余地があると事務局としては考えている。
会 長	今、事務局から回答があったが、このチェックシートは、運用として作成しているということによろしいか。
事務局等	そのとおりである。
委 員	議長の資産等報告書の中に、借入金が921万6,319円とあるが、借入金の内容は聴き取りで分かっているのか。
事務局等	住宅ローンと聞いている。
会 長	今回説明を受けた正副議長の資産等報告書以外で、前回の政治倫理審査会の審査の報告も事務局からあった。そちらも含めて、ご意見等あればお伺いしたい。
委 員	先ほど、前回の審査会の際の「当座預金や普通預金も公開の対象にするべきではないか」という意見について、「現金と引き出しの容易性が同様の扱いであること及び法律に準じて同様の扱いにしていることから、検討したが現行のまま」とのことであったが、それに対して、その後の市議会議員から何か意見はあったか。もしあれば教えてほしい。
事務局等	ご報告したことに対しての特段のご意見は伺っていない。先ほど申し上げたとおり、今のところはそういった判断をさせていただいているところだが、冒頭も申し上げたとおり、国の動きもあるので、他都市の状況を注視していきたいと考えている。

- 事務局等 補足させていただく。前回の政治倫理審査会の審査報告書を受け、市長の会見で説明を行った。そこに疑義が生じるという議員がおられたので、その議員が一般質問をされた。そういった中で、今の考えを議場でもお示しさせていただいたが、質問された議員はそれでも公開すべきというお考えを持っておられた。それ以外の議員から意見は出されていない。
- 会 長 前回か、前々回の政治倫理審査会で、相続している不動産について、摘要欄に相続の記載がなかったことがあった。今回、副議長がお持ちの土地については摘要欄に相続とあるが、議長の方は相続ではないという理解でよいのか。
- 事務局等 議長の分については相続ではない。
- 会 長 前回の政治倫理審査会のように、何かと何かの差が大きい、隔たりがどう説明がつくか、など、疑問を差しはさむようなことはないと思うが、そのあたりいかがか。
- 委 員 今回は、正副議長が就任されて、任期が分からないが、ここがスタートで、おそらくその都度、市長の審査のように、前回の審査時と比較する形になるのかと思う。今回は就任時の審査で、明らかにおかしいことがあるかということ、それはないと思う。前回の市長の審査の際に普通預金の動きが分からないということがあったが、私たちは、出された数字でしか判断できない。先ほど「できる限りの説明を行う」という事務局からの説明があったので、私の意見ではあるが、（普通預金等の）公開自体はしなくてもいいかもしれないと思う。しかし、前回のように明らかに数字を見た限りではおかしいというしかないという場合に、聴き取って、説明いただくことになると思う。説明をきちんとしていただければ、私たちとしてもきちんとした判断ができると思う。

今回の審査については、就任時の審査なので、次の回でどれだけ変動があるか見ていくことになると思う。その時に、普通預金はどうしても見えない部分なので、事務局の方には気を遣っていただいて、聴き取っていただいて説明をいただければと思う。

会 長 正副議長の就任日は令和6年9月20日とあるが、再任ではなく、新任ということによかったか。

事務局等 そのとおりである。

会 長 今回は、差分があって説明がつかない等と言ったことは資料を見る限りは見受けられない。
その他ご意見はあるか。

委 員 今回の報告内容に求められていないことだと思うが、「長崎市議会議員政治倫理条例」の第15条の対象に、正副議長も含まれると思うが、正副議長は役員に就任されている事実はあるのか。

事務局等 この件については、改選時に議員に対して、議会事務局から毎回確認している。現議員は、令和5年に選挙があり、令和5年5月2日から任期が開始している。
議長については、社会福祉法人の無報酬役員届を令和5年5月31日付で提出されている。
なお、その他届け出があった議員については、長崎市議会のホームページで公開している。
副議長については、特段届出はない。

会 長 議題1について、審査会としての結論を出したいと思う。今回の提出の「長崎市議会議長及び副議長の資産等報告書」については、特に指摘すべき事項はないものと認めてよいか。

委 員 異議なし。

- 会 長 それでは、議題１については、特に指摘すべき事項はないものとして整理したいと思う。
事務局から提示された議題は以上のようなのだが、委員又は事務局から何かあればお願いしたい。
- 委 員 特になし。
- 会 長 最後に、本日の審査内容にかかる審査報告書の作成については、私と事務局に一任していただけるか。
- 委 員 異議なし。
- 会 長 特に意見がなければ、以上をもって、今回の審査会を終了する。

－ 閉 会 －
(14:05)